

第 2 期 廿 日 市 市 教 育 大 綱

令 和 3 年 3 月

廿 日 市 市

はじめに

本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱となる「廿日市市教育大綱」を平成28年3月に策定してから5年が経過しました。

この間に、教育をはじめ、子ども達を取り巻く環境も、大きく変化しています。

Society5.0社会の到来により、子ども達にとって、ICT（情報通信技術）の活用は、日常生活の中で当たり前の光景となっています。

国においても、令和時代のスタンダードな学校像として、全国的なICT環境の整備を掲げ、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる「GIGAスクール構想」を推進しています。

人生100年時代を見据え、今後、生涯学習の重要性も益々高まっていくものと思われまふ。

市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められます。

また、我が国において、令和2年1月に最初の感染者が確認された「新型コロナウイルス感染症」は、未だ収束の見通しが立たない状況にあります。

コロナ禍にあつて、新しい生活様式への対応が求められ、人々の価値観や行動様式も変容する中で、多くの気付きも与えてくれました。

ポストコロナ時代を展望した新たな社会の潮流をチャンスと捉え、失敗を恐れず、将来に向かって挑戦し続けることが求められています。

この度策定した「第2期廿日市市教育大綱」の基本理念である「『ふるさと廿日市』に愛着と誇りをもち、未来を担う人づくり」を進め、市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくりの実現に向けて、教育委員会との連携をより一層深め、地域の皆様とともに、オールはつかいちで取り組んでまいります。

令和3年3月

廿日市市長 松本 太郎

1 廿日市市教育大綱の策定に当たって

(1) 大綱策定の趣旨

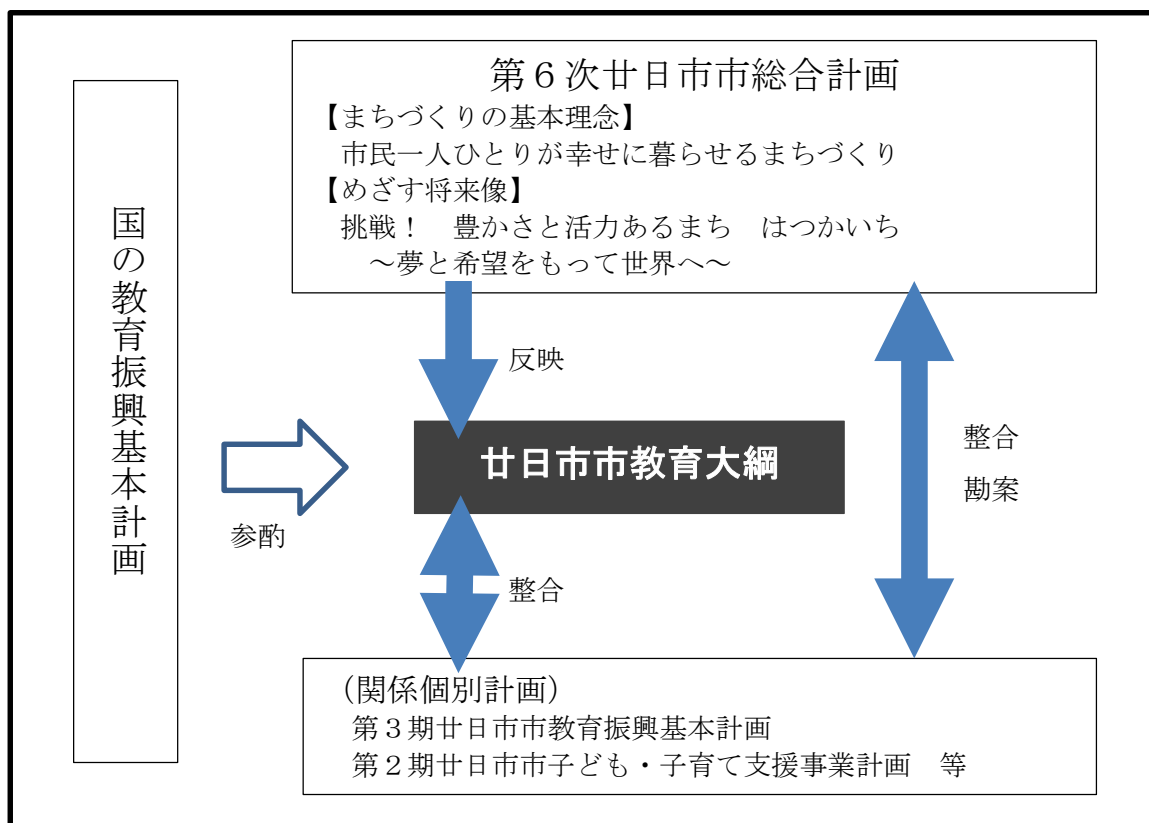
平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これに基づき、本市では、平成28年度から令和2年度までを計画期間とする「廿日市市教育大綱」を策定しました。この度、現行の教育大綱の計画期間が満了することに伴い、「第2期廿日市市教育大綱」を策定します。

(2) 大綱の位置付け

廿日市市教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や根本となる方針を定めるものであり、国の教育振興基本計画を参酌して策定します。

また、大綱は、市の最上位計画である「第6次廿日市市総合計画」に即するとともに、同計画を勘案して策定する「第3期廿日市市教育振興基本計画」等個別計画と整合を図り策定するものです。



(3) 大綱の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 基本理念

「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、
未来を担う人づくり

SDGsの理念やSociety5.0の実現、コロナ禍後の社会変化など、これからの時代に対応した未来のまちづくりを進めていくためには、共に未来を担う人づくりが重要です。また、まちづくりに関わることで、学んできたことが生かされるときとともに、人とのつながりにより新たな学びが生まれ、人づくりにつながります。

この循環が大切であり、基盤となるのは教育の力です。家庭、地域、学校、行政等がつながり、支え合い、絆を深め、一丸となって家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、「市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり」を実現します。

3 基本方針

基本理念の実現のため、次の5つの基本方針を定めます。まち全体の「横のつながり」と一人ひとりにとって切れ目のない学びの「縦のつながり」の2つの視点を持ち、各種の施策を展開します。

《方針①》

まち全体で子どもを育てます

子ども達の笑顔があふれるまちであり続けるため、子ども達の教育に直接携わる者だけでなく、行政組織内、福祉・医療機関や事業者などがこれまで以上に連携を強め、まち全体で子どもを育てるきめ細やかな体制づくりを進めます。

また、学校と地域、家庭がそれぞれの教育力を発揮し、協働により地域ぐるみで子どもの「育ち」を支援します。

さらに、親などが子育てを学び、交流する機会を提供するなど、親などの「育ち」を支援します。

《方針②》

たくましく自立し、学び合い高め合う教育を推進します

グローバル化や技術革新、新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした価値観の転換など社会が大きく変化する中、子ども達が高い志や意欲をもった自立した人間として、他者と協働しながら主体的に行動することや、多様な情報を活用することなど、将来、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む教育を推進します。

《方針③》

いのちを大切にする心を育みます

市民一人ひとりが、多様な価値観を認識し、他者を尊重するとともに、自らをかけがえのない存在だと実感することができる取組を推進します。学校においては、全ての幼児・児童・生徒がお互いに関わり合う活動や体験活動を積極的に取り入れるとともに、道徳教育などを一層充実します。また、ゲートキーパー(※)の養成など自殺対策の強化や人権教育・啓発を通じて、まち全体でいのちを大切にする心を育みます。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

《方針④》

ふるさとに誇りと愛着をもつ心を育みます

「廿日市市の宝」を次世代につなげていくための保存・継承に係る取組を確実に行うとともに、魅力ある郷土の歴史や文化、産業について学びや体験の機会を充実することによって、ふるさとを愛し誇りに思い、地域の発展に貢献する人を育成します。

《方針⑤》

生涯にわたる一人ひとりの学びを支援します

文化、芸術、スポーツ等の廿日市市ならではの地域資源を積極的に活用し、誰もが利用できる身近で多彩な学習機会を提供することにより、個々の学びや学びを通じた人のつながりを促します。

また、学んだことが活かされるような環境づくりを進め、人づくり・まちづくりに取り組みます。